

国立民族学博物館外の者が作成したデータベース等の受入・公開規則

平成25年1月24日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）に勤務する職員以外の者が作成したデータベース及びプログラムの受入と公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義と権利の帰属)

第2条 データベース、プログラムの定義、権利の帰属については、「データベース等取扱規則」第2条、第3条を準用する。

(データベースの受入及び公開)

第3条 職員以外の者が作成したデータベースを本館のコンピュータ・システムを用いて公開する場合は、職員が受入担当者となり、当該データベースを本館で公開することについて情報運営会議に提案し承認を得なければならない。

なお、当該データベースの著作権者と本館との間で、公衆送信権、送信可能化権、データの複製権などについて、覚書を交わすものとする。

2 プログラムの受入についても前項を準用するものとする。

3 当該データベースを本館で公表するに際し、新たに本館の経費を使って、あるいは業務としてプログラムを開発する必要がある場合には、受入担当者がプログラム開発に係る責任を持つ。

(データベースの公開中止)

第4条 データベースの公開を中止する場合については、本館と当該データベース著作権者との協議によるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。